平成２３年（フ）第８９１号
横浜市鶴見区市場大和町２番８号　アサヒコーポ103
債務者　高橋　利安
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月13日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
北海道旭川市９条通14丁目24番地の224レンカルナ旭川
債務者　大池　　明
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　破産債権の届出期間　平成23年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月27日午後４時10分
6　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富1057番地17
債務者　大関　　榮
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
川崎市多摩区菅北浦５丁目７番３―105号
債務者　瀧田　和也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
川崎市麻生区下麻生１丁目１番２―306号、前住所川崎市麻生区上麻生７丁目23番１―706号
債務者　瀧田　茂信
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
千葉県山武市松尾町大堤93番地４
債務者　大木　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４８４号
広島市安佐南区祇園１丁目28番７号
債務者　西本　徹郎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　唯志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番157―304号
債務者　北井　良則
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　破産債権の届出期間　平成23年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８２号
神戸市長田区堀切町17番４号　光曜荘204号
債務者　清水　善一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　破産債権の届出期間　平成23年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
兵庫県加古郡稲美町国岡1400番地の５
債務者　柳澤　清美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成23年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３６号
北海道旭川市４条通17丁目右５号
債務者　桑原　忠久
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
埼玉県川越市清水町12番地５
債務者　上原　耕三
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１０号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目10番地18サンライフヴァレⅠ―101
債務者　今川千恵美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１８号
埼玉県所沢市こぶし町23番50号
債務者　鈴木　秀治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部